

(資料3)

### 前訴著作権侵害事件

- ◆ 東京地判平成27年6月25日 LLI/DB 判例秘書登載（原審）、  
知財高判平成28年3月23日 LLI/DB 判例秘書登載（控訴審）

#### 【定義】

原告プログラム

- 原告が平成16年ころから平成18年ころにかけて旧SST (Soft Trade International, inc. を権利者とする、英語の字幕制作ソフトウェア) を改変することによって製造した日本語の字幕制作ソフトウェア (SSTG1)

被告プログラム

- 被告が製造、販売する「Babel」という名称の字幕制作ソフトウェア

#### 【争点】

(ただし、下記4は控訴審において初めて主張され、争点となった。)

- 1 原告プログラムの著作権者
- 2 被告プログラムは原告プログラムを複製又は翻案したものであるか
- 3 原告の損害額
- 4 Template.mdbの創作性

#### 【判旨】(控訴審のみ、証拠等略)

##### 1 争点4 (Template.mdbの創作性) について

「・・・プログラム著作物として創作性を有するといえるためには、コンピュータに対する指令の組合せが創作的に表現されることが必要である・・・(中略)・・・」

・・・Template.mdbは、控訴人プログラムで取込み又は作成した文字データや各種設定情報を格納するための書式(読み出されたTemplate.mdbにユーザの操作により各種データが所定のフィールドに上書きされていき、最終的には個別の字幕データファイルとして完成される。)であることが認められる。

そうすると、Template.mdbをプログラムとして見た場合、それは、変数やテキストデータが格納されているにすぎないから、コンピュータに対する指令の組合せに個性が顕れる余地はほとんどなく、プログラムの著作物とし

での創作性を想定し難い。・・・

したがって、Template.mdb 自体には、プログラムの著作物・・・としての創作性を認めることはできない。」

## 2 争点 2 (被控訴人プログラムは控訴人プログラムを複製又は翻案したものであるか) について

「・・・プログラムの著作物の複製権又は翻案権を侵害したといえるためには、既存のプログラムの具体的表現中の創作性を有する部分について、これに依拠し、この内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製するか、又は、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、これに修正、増減、変更等を加えて、新たな思想を創作的に表現し、新たな表現に接する者が従来 of 表現の本質的な特徴を直接感得することのできるものを創作したといえることが必要であり、単にプログラムが実現する機能や処理内容が共通するだけでは、複製又は翻案とはならない。

本件においては、控訴人プログラム及び被控訴人プログラムのいずれについても、極めてわずかな部分を除いては、適式にソースコードが開示されておらず、それぞれのプログラムの具体的表現は不明というほかなく、控訴人プログラムの創作性のある具体的表現内容やこれに対応する被控訴人プログラムの具体的表現内容も不明である。もっとも、控訴人プログラムのソースコードは、約 19 万行と認められるから、その全部に創作性がないことは考えにくく、仮に、被控訴人プログラムが、控訴人プログラムにおいて創作性を有する蓋然性の高い部分のコードの全部又は大多数をコピーして作成されたものといえる事情があるならば、被控訴人プログラムは、控訴人プログラムを複製又は翻案したものと推認することができる。

以下、この観点から、控訴人の指摘する点に沿って検討を加える。」

「① 被控訴人が控訴人プログラムの Template.mdb を複製したことは、当事者間に争いがない。

しかしながら、被控訴人が Template.mdb を複製したのは、専ら旧 SST との互換性を確保するためであると認められるところ、上記のとおり、Template.mdb に格納するデータは Template.mdb 以外のプログラムが処理をするものであり、当該データを定義するコードを除いて、Template.mdb を複製したからその余のプログラムも複製されたと推認される関係にはない。・・・」

「② 控訴人プログラムには、xlsx 形式 (Excel 2007) で出力された字

幕ファイルであっても、その拡張子に「x l s」(E x c e l 2003)が付されてしまう事象が生じていたところ、平成 25 年にリリースされた本件プログラムでも同様の事象が生じていた【ママ】ことが認められる。

上記事象の原因が、控訴人が主張するように、この事象に関係するコードが E x c e l 2007 が頒布開始された平成 19 年(2007 年)より前に作成されたことによるのか、被控訴人が主張するように開発環境に E x c e l 2007 がなかったことによるのか、あるいは、単なるバグであるのか(平成 25 年にリリースされた製品でもそれ以前に販売されたソフトウェアに対応する必要性はある。)、いずれとも確定し難い。したがって、上記事象が、控訴人プログラムのソースコードと被控訴人プログラムのソースコードとの特異な一致ということもできない。・・・」

「③ 控訴人は、本件プログラムには、字幕ウィンドウのハコ全体に対する表示属性の設定がハコ内に入力される字幕すべてに適用されないという、控訴人プログラムと同様のバグがあると主張する。

しかしながら、テキストを全選択して属性設定をしても、その選択範囲よりも前の部分に新たに挿入した文字にその属性が反映されないのは、プログラムとして普通のことである。・・・」

「④ 控訴人は、本件プログラムには、縦書きで英字のピリオドを入力すると左下に表示されること、字幕の表示位置の指定方式が画面左上からのピクセル指定方式であること、入力した字幕の全文検索において字幕全体が自動的に検索対象となる仕様となっていないこと、字幕を挿入する際の字幕番号の採番方法が小数点以下の番号を付加するというものであること、エクセル形式でエクスポートする際に英語の言語設定をするとハングアップすること、Cドライブ直下に E x c e l ファイルをエクスポートしようとするハングアップすること、縦書きの字幕データを m d b 形式でエクスポートした後にインポートをすると横書きになってしまうことが、控訴人プログラムと共通すると主張する。

これらの共通する事象の発生は、プログラムの仕様がどのように設計されているかによることであって、プログラムの機能や処理内容の共通性を示すものにすぎない。そして、非類似のプログラムの指令の組合せにより同じ機能や処理内容を有するプログラムを作成できる以上、これらの共通する事象が発生しているとしても、直ちにソースコードが共通していることを推認させるものではない。・・・」

「⑤ 控訴人は、控訴人プログラムと対比した場合、被控訴人プログラムの価格

が著しく低廉で、かつ、開発期間も不自然に短いと主張する。

しかしながら、控訴人プログラムと被控訴人プログラムとは、規模、機能、ユーザーインターフェイス等に相当程度の相違があり、また、会社の規模、雇用形態、稼働形態、営業戦略等により、プログラムの制作期間や販売価格は大きく左右される上、被控訴人プログラムと控訴人プログラムの制作には同じ技術者が携わっていること（・・・たとえソースコードの流用がなくても、同種ソフトウェアのプログラミングをした経験が後のプログラミングに役立つことは明らかである。）や被控訴人が被控訴人プログラムに先行して開発した別の字幕制作ソフトウェアの成果も利用し得ることを踏まえれば、被控訴人プログラムの開発期間や販売価格が不自然なほど短かつ低廉であるとは認められない。・・・」

「⑥ 控訴人は、被控訴人プログラムがC++とC#という2つのプログラム言語で組まれていることは不合理であり、これはC++で組まれている控訴人プログラムのソースコードを流用したことの証左であると主張する。

被控訴人プログラムは、アプリケーション本体がC#で組まれており、そのほかの部分はおおむねC++で組まれているが、そのようにプログラム言語を使い分けた理由は、被控訴人の主張からも判然とはしない。

しかしながら、C++とC#が言語体系上は類似するものとはいえ、C++からC#へのプログラムの完全な自動的なコンバートができるとは認められないから、少なくとも、被控訴人プログラムのうちC#で組まれている部分は、控訴人プログラムの複製又は翻案である可能性が低いといえる。また、被控訴人プログラムのC++で組まれている部分についても、控訴人プログラムの機能として該当する部分とは、多くの部分でファイル数が異なっており、モジュール間構造自体が異なっている可能性が高い。・・・」

「以上のおりであるから、被控訴人プログラムが控訴人プログラムを複製又は翻案したものであるとは認められない。」

以 上